

善通寺市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき公表します。

平成30年11月14日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成30年度財政援助団体監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査（前期分）を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成29年度及び平成30年4月1日から同年8月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

- (1) 団体名 体育協会，地区体育振興会，文化協会
- (2) 所管課 生涯学習課

第1 監査の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、本市が、補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査の方法

体育協会、地区体育振興会及び文化協会への平成29年度及び平成30年4月1日から同年8月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について、関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

第3 監査の実施日

平成30年10月10日

第4 平成29年度及び30年度監査対象団体への補助金の概要

監査対象団体への補助金の名称	平成29年度 決算額(円)	平成30年度 予算額(円)
体育協会補助金	595,000円	595,000円
地区体育振興会補助金	800,000円	800,000円
文化協会補助金	975,000円	975,000円

第5 監査の結果

平成29年度の事業報告書及び会計収支決算について、証拠書類等を監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

個別指摘事項

(体育協会)

補助金等における概算払いの申請について（平成29年度及び30年度）

善通寺市補助金等交付規則に係る第1号様式（交付申請書）等の記載において、同規則と異なる文言の記載が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

(生涯学習課)

補助金等における概算払いの申請について（平成29年度及び30年度）

善通寺市補助金等交付規則に係る第3号様式（交付決定通知書）等の記載において、同規則と異なる文言の記載が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

また、体育協会に対して、指摘した関係申請書等について、様式に合致するよう指導されたい。

(地区体育振興会)

① 補助金等における概算払いの申請について (平成29年度及び30年度)

善通寺市補助金等交付規則に係る第1号様式(交付申請書)等において、記載不備が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

② 剰余金(繰越金)について

平成25年度定期監査においても指摘したところであるが、多くの地区体育振興会の平成29年度の収支決算書において、市補助金を超える剰余金が見られた。

今後、補助金について、目的に沿った事業に充当する等して、多額の繰越金を発生させないよう留意されたい。

(生涯学習課)

① 補助金等における概算払いの申請について (平成29年度及び30年度)

善通寺市補助金等交付規則に係る第3号様式(交付決定通知書)等の記載において、同規則と異なる文言の記載が一部に見られる。

今後、申請をする場合においては、訂正されたい。

また、地区体育振興会に対して、指摘した関係申請書等について、様式に合致するよう指導されたい。

② 剰余金(繰越金)について

市補助金を超える繰越金が発生した地区体育振興会に対して、補助金を大幅に超える剰余金が発生しないよう丁寧に指導されたい。